

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律

(平成一四年一二月一一日法律第一四三号)(衆)

一、提案理由(平成一四年一一月二八日・衆議院本会議)

坂井隆憲君 ただいま議題となりました独立行政法人国立病院機構法案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げますとともに、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

……………(略)……………

次に、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律案について申し上げます。

本案は、北朝鮮当局による未曾有の国家的犯罪行為によって拉致された被害者が、本邦に帰国することができずに北朝鮮に居住することを余儀なくされるとともに、本邦における生活基盤を失ったこと等、その置かれている特殊な諸事情にかんがみ、被害者及び被害者の家族の支援に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、帰国した被害者及び帰国し、または入国した被害者の配偶者等の自立を促進し、被害者の拉致によって失われた生活基盤の再建等に資するため、拉致被害者等給付金の支給その他の必要な施策を講じようとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、この法律において、「被害者」とは、北朝鮮当局によって拉致された日本国民として内閣総理大臣が認定した者をいうものとし、また、「被害者の配偶者等」のほか、「被害者の家族」についても定義を置き、それぞれ本法に規定する支援の対象とすること、

第二に、国は、安否が確認されていない被害者等の安否の確認及び被害者等の帰国等のため、最大限の努力をするものとし、また、国及び地方公共団体は、有機的連携のもと、帰国した被害者等の支援のために必要な施策を講ずることとし、あわせて、被害者の家族に対しても安否情報の提供や相談に応じること等きめ細かな対応に努めるものとし、

第三に、国は、帰国被害者等が本邦に永住する場合には、その自立を促進し、生活基盤の再建等に資するため、拉致被害者等給付金を、五年を限度として、毎月、支給するものとし、また、帰国した被害者が永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められる間は、本邦に滞在している間の生活を援助するため、滞在援助金を、毎月、支給するものとし、

第四に、国及び地方公共団体は、帰国被害者等が日常生活または社会生活を円滑に営むことができるようにするため、相談に応じ、日本語習得を援助するほか、公営住宅等の供給の促進、職業訓練の実施及び就職のあっせん並びに就学の円滑化及び教育の充実等の必要な施策を講ずるものとし、

第五に、帰国した被害者が拉致されていた期間については、国民年金の被保険者期間

とみなし、国は、その期間の保険料に相当する費用を負担するものとする
等であります。

なお、この法律は、平成十五年一月一日から施行することとし、この法律の規定について施行後三年を目途として検討し、必要な措置を講ずることとしております。

本案は、昨二十七日の厚生労働委員会において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、参議院厚生労働委員長報告（平成一四年一二月四日）

金田勝年君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、北朝鮮当局によって拉致された被害者が、本邦での生活基盤を失ったこと等その置かれている特殊な諸事情にかんがみ、被害者及び被害者の家族の支援に関する国等の責務を明らかにするとともに、被害者等の自立を促進し、拉致によって失われた生活基盤の再建等に資するため、拉致被害者等給付金の支給その他の必要な施策を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者の衆議院厚生労働委員長より趣旨説明を聴取した後、拉致被害者等給付金の金額の水準と支給期間の妥当性、中国残留邦人等への支援策の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告を申し上げます。

（注） 衆議院においては、委員会の審査は省略された。